○経済産業省告示第百二十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十九年四月二日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年五月十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
409766	栗原　一郎
409828	村上　正道
409866	川田　創
409884	越川　正
409910	大串　健
409917	藤井　卓
409986	松本　明久
410010	岩崎　信彦
410040	内田　憲二
410128	佐々木　峻
410133	箱崎　博信
410169	田中　義大

登録番号	氏名
409794	若宮　功知
409854	鈴木　敏朗
409872	近藤　寛一
409892	金崎　卓也
409916	関岡　和浩
409951	辻　庸之
410007	山澤　友二
410012	大澤　慶弥
410056	丸山　聡志
410132	花田　洋二
410155	古田　良作
410172	岩林　哲史

○国土交通省告示第四百四十三号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十九年五月二十二日から同年六月七日までの毎日午前八時から午後六時半までの間に限る。）。

平成二十九年五月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　北緯三十五度三十八分三十五秒東経百四十度一分二秒の地点、北緯三十五度三十八分六十秒東経百四十度一分三十二秒の地点、北緯三十五度三十七分二十二秒東経百四十度三分三十二秒の地点及び北緯三十五度三十六分五十五秒東経百四十度三分二秒の地点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた水域

二　北緯三十五度三十八分四十二秒東経百三十九度五十六分四十四秒の地点、北緯三十五度三十八分二十九秒東経百三十九度五十六分五十二秒の地点、北緯三十五度三十七分四十八秒東経百三十五度五十五分三十六秒の地点及び北緯三十五度三十八分一秒東経百三十九度五十五分二十二秒の地点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた水域

○国土交通省告示第四百四十四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十九年五月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　島根県北垣地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から二号までを結んだ線、標柱二号と三号を平成二十一年農林水産省告示第千五百五十五号で指定した島根県一畑坂地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱三号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

島根県出雲市小境町

字ハゲノ前	一二四七番四　一号
字中尾	二一三〇番続三　二号
字栃ノ木	七九九番二　三号
字立石	二一二二番二　四号
	二一六一番　五号
字森城山	二一七五番　六号
字荒粕	一一〇八番三　七号
字姥ヶ谷	二二三一番七　八号
字井手尻	一一六六番二　九号

○国土交通省告示第四百四十五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十九年五月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　山口県中村地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を県道山口徳山線道路敷に沿って結んだ線及び標柱一号と七号を一級河川久兼川右岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

山口県防府市大字久兼

字鳴	一〇〇一番地先道路敷　一号
	一〇一一番一地先道路敷　七号
字景浦	二三七番　二号
	一〇四番　三号
字大崩	九五番一　四号
	八三番一　五号
	七五番一地先道路敷　六号

国会事項

衆議院

議案提出

五月十六日内閣から提出した議案は次のとおりである。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案

議案送付

五月十六日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

質問書提出

五月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

安倍総理が実際に「そもそも」を大辞林で調べたのかに関する質問主意書（初鹿明博提出）

もったいない学会と縮小社会研究会の合同シンポジウムにおける公益社団法人日本国際民間協力会の理事による発言と、安倍昭恵内閣総理大臣夫人と夫人付職員の関係に関する第三回質問主意書（宮崎岳志提出）

著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する再質問主意書（宮崎岳志提出）

国家戦略特区農業支援外国人受入事業に関する第三回質問主意書（宮崎岳志提出）

クールビズ期間における冷房の設定温度二十八度は「科学的知見をもって二十八度に決めたのではなく、何となく目安でスタートし、独り歩きした」ものかどうかに関する質問主意書（宮崎岳志提出）

東京入国管理局に収容されている外国人多数がハンガーストライキを行っているとの報道に関する質問主意書（宮崎岳志提出）

保守と女性活躍についての安倍晋三内閣総理大臣の発言に関する質問主意書（宮崎岳志提出）

奥尻島から約四百五十キロのわが国の防空識別圏内に落下した北朝鮮の弾道ミサイルに関する質問主意書（逢坂誠二提出）

答弁書受領

五月十六日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員緒方林太郎提出「特定の主義主張」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出「政治上その他の主義主張」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出テロ活動と国際組織犯罪との「関連性」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出テロ等準備罪に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出サイバー攻撃による公職選挙の妨害対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出現行憲法上の自衛隊の位置付けに関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出自由民主党総裁である安倍晋三氏の法的地位およびその私人としての憲法改正発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出閣僚等の執務室における受動喫煙対策に関する質問に対する答弁書

参議院

議事日程

五月十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十四号

平成二十九年五月十七日（水曜日）

午前十時開議

第一　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第四　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）